

知財法務の勘所Q & A（第68回）

ブレクジット後のEU・英国における 商標保護の動向（後編）

Marks & Clerk

英国商標弁理士 トム・ファランド (Tom Farrand)

英国商標弁理士 ジェイソン・チェスター (Jason Chester)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 後藤 未来

弁理士 横川 聡子

Q4 英国商標の異議申立て制度について、以下の点を教えてください。

- (1) 異議申立てがなされる割合はどの程度でしょうか。
- (2) 異議申立ての手続きの流れの概要について、EU商標の異議申立て制度との違いも踏まえて、教えてください。

A4 (1)について

英国知的財産庁 (UKIPO) 等より入手可能な情報によると、2020年には3,830件の異議申立てがなされ、これは137,035件の総出願件数の約2.8%を占めます。2021年の異議申立件数は8,080件であり、196,639件の総出願件数の約4.1%を占めます。

これに対し、2020年に登録された商標は96,204件、2021年に登録された商標は168,991件です。2020年には、出願のうち約70%が登録され、2021年は、出願のうち約86%が登録されたことになります¹。

(2)について

1. 英国商標 (UKTM) 出願は、公開日から2ヶ月間が異議申立期間となります。この期間は、潜在的異議申立人が「異議申立てのおそれの通知 (Notice of threatened opposition)」(様式 TM7 A) を提出することにより、1ヶ月間延長することができます。延長は、当該通知を提出した異議申立人にも適用されます。

EU商標との相違点: EU商標は異議申立て期間が3ヶ月間であり、延長は認められていません。

1 <https://www.gov.uk/government/statistics/facts-and-figures-patents-trade-marks-designs-and-hearings-2021/facts-and-figures-patents-trade-marks-designs-and-hearings-2021>